

9月20日～26日は動物愛護週間です

犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして私たちの生活に潤いをもたらしてくれます。しかし、その一方で、騒音や悪臭などペットを巡るトラブルも絶えません。安易に動物を捨てたり虐待したりする事件も増えています。飼い主には、命ある動物の一生の面倒をみるという強い自覚と責任感が求められています。



環境防災課 ☎ 84-0314

特派員レポート

「つねとつねと」をきくと 備えて日々活動

私たちが生活していくうえで火のない生活は考えられません。一方で、火の扱い方を誤ると火災の原因にもなります。万一火災がおきてしまったとき、頼りになるのが地域の消防団です。そこで、開成町の消防団長を務める石井勝さん取材しました。



石井 勝

父親も地元の消防団員を経験し、その父親の勧めもあって昭和46年4月に入団。

長年にわたる消防活動が認められ、その活躍ぶりから平成18年4月、6代目団長に任命される。

まずは、消防団の組織や主な活動について伺いました。

消防団の組織

開成町の消防団は、左表の7分団で組織されており、現在団員数は100人、平均年齢43・9歳で編成されています。

- 特設第1分団(下延沢・内中)
- 特設第2分団(榎本・中家村)
- 第1分団(岡野・金井島)
- 第2分団(上延沢)
- 第3分団(宮台・牛島)
- 第4分団(上島・河原町)
- 第5分団(下島)

主な活動

◆年間の主な行事

4月の消防大会(礼式訓練、辞令交付、操法演技等)から始まり、ポンプ性能検査、水防訓練、9月は自主防災会の指導訓練を含めた町防災訓練への参加、秋の防火広報、年末特別警戒、1月の出初式、春の防火キャンペーンなどを

責任を持ってペットを飼うまごころ。

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に飼い主の知識不足や無責任な飼育が原因となっているケースが多いようです。

動物のえさの世話や健康管理はもちろん、犬の無駄吠えや猫のトイレのしつけ、ふん尿、抜け毛の始末、繁殖を希望しない場合の不妊・去勢処置なども飼い主の務めです。また、つながれていない犬を「怖い」と感じる人も多くいます。散歩するときは必ず引き綱を付けましょう。

動物の遺棄、虐待は犯罪です!

「引越先では飼えないから」「かわいくなかった」「病気になるから」と動物を捨てる身勝手な飼い主も依然とされています。動物の殺傷などの虐待も近年増えており、社会問題として注目されています。「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の殺傷などの虐待、遺棄などに対し

行っています。この他に月2回の定期点検(機械器具点検、放水試験、管轄区域の巡回パトロール)も行っています。

◆火災発生時の対応

火災が発生したときは、防災無線の一斉放送で、団員は火災現場に出勤します。現場では足柄消防組合と開成町消防団の指揮本部が設置され、本部から各分団に具体的な消火活動が指示されます。

平成21年中の火災発生件数は4件(建物火災2件、その他2件)でした。

◆水害や地震発生時の対応

町防災担当部局と消防団本部の判断で、団員への出勤を要請します。ガレキの中に閉じ込められた人を救助したり、洪水の時には土のうを積んだりするなど、各分団に随時必要な指示を出します。



出初式での一斉放水の様子

Q 消防団に入団してよかったことは?

異なる集団の中でいろいろな意見や規律などが学べ、日常の仕事のうえでも大変役にたちました。

Q 日ごろから心がけていることを何点が挙げてください。

・最初に起こった災害に引き続いて、それから派生する別の災害(二次災害)を発生させないように、日ごろから団員を指導しています。

・地域総合防災活動のリーダーとして、町民の信頼と期待に答えられるよう、訓練に励んでいます。

・団員の出身地や年齢にバラつきがあるが、皆で一緒に行動できるよう努めています。

Q 今後の課題は?

開成駅周辺は南部開発などで人口が増えています。一分団増やすか、受け持ち地区の見直しをするかの時期にきています。

また、全国的に団員数の減少、高齢化が課題になっています。開成町も現在団員定数108人に対し、8人不足しています。町内在住18歳以上

45歳未満であれば入団可能です。気軽に団員に声をかけてください。

Q 将来の目標は?

先輩の志を継ぎ、災害ゼロの町としたい。また、一市五町の消防団などと連携を密にし、地域のレベルアップを図りたいです。

Q 町民のみなさんへ何か一言。

平成23年5月31日までに全国一律に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。安全・安心のため、各家庭でも早めに取り付けましょう。

取材を通して

地域の人が安心して暮らせるように消防団の皆さんは、日ごろの訓練でいざという時の対応に備えています。

その中でも団員を取りまとめる団長の前向きな姿勢が感じられました。

生活が便利になるにつれて火元は増えています。日ごろから火元の点検や戸締りの確認を必ず行うよう心がけることが大切だと思います。

【取材】

まちづくり情報特派員
長廣 安彦

ペットを飼う前に考えてみましょう

ペットショップなどでかわいい子犬や子猫などを見ると、思わず飼いたくなる人は少なくありませんが、それと同時に「自分に飼えるかな」と考えましょう。

- ① ペットを飼える住まいですか? 転勤や引越しの予定はありませんか?
- ② あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか?
- ③ 一緒に住んでいる家族全員がペットを飼うことに賛成していますか?
- ④ 家族の中に動物アレルギーを持っている人はいませんか?
- ⑤ 毎日欠かさず、動物の世話をする時間と手間をとることができますか?
- ⑥ あなたの体力で世話ができるペットですか?
- ⑦ 近隣に迷惑がかからないよう配慮できますか?
- ⑧ ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか?
- ⑨ 生涯にわたる計画を考えてみましたか?
- ⑩ 万一飼えなくなったときのことを考えていますか?

犬

ペットに関する町への各種手続

・新しく飼うときは必ず登録してください。法律で義務づけられています。(登録手数料3000円)

・飼い犬が死亡したとき、飼い犬の所在地が変わったとき、飼い主の住所や氏名が変わったときは30日以内に環境防災課に届け出をしてください。

猫

・毎年1回狂犬病予防注射を受けさせてください。(注射済証交付手数料550円)

注射は毎年4月に町で実施する集合注射や、動物病院などで受けさせてください。(注射料金がかります)

・飼い猫に対する不妊・去勢手術費用の一部を予算の範囲内で助成(3000円)しています。

